

### 3 改革の推進方策

#### (1) 取り組みの期間

---

##### 取り組みの期間

この大綱は、平成20年度から平成22年度までの3年間を取組期間として、具体的な数値目標を掲げ推進します。

なお、その後も環境変化に応じて見直しを図りながら、行財政改革の手綱を緩めることなく推進します。

### 3 改革の推進方策

#### (2) 推進体制と進行管理

---

##### 推進体制と進行管理

具体的取組事項やスケジュールを定めた実施計画と、財政健全化計画に基づく具体的改革事項の実施計画を併せて策定します。

また、成果を1年毎に測定・評価しその結果に基づいて適切な改善運動を行い、実効性のあるものとする。

進行管理体制としては、内部管理は、政策会議にて実施し、識者や町民の代表者などからなる「栄町行政改革推進委員会」にて毎年度定期的に実施状況の外部検証を実施し、提言や意見を得るとともに、大綱・実施計画及び実施状況を広報さかえやホームページを通じて公表し、広く町

民の意見や提案を改革に反映させます。

## 推進体制と進行管理

